

■ 退職後も受けられる健康保険の給付

退職前に一定の条件を満たしていれば、退職後であっても健康保険の給付が受けられます。手続きは、勤めていた事業所を管轄する協会けんぽ都道府県支部に申請書を提出します。

給付	条件	給付額
出産育児一時金	1年以上継続して被保険者であった人で、退職後6ヵ月以内に出産したとき	1児につき420,000円(※)
出産手当金	1年以上継続して被保険者であった人で、退職日に 出産手当金を受けていたか受けられる状態にあったとき	1日につき標準報酬日額の3分の2
傷病手当金	1年以上継続して被保険者であった人で、退職日に 傷病手当金を受けていたか受けられる状態にあったとき	1日につき標準報酬日額の3分の2
埋葬料(費)	① 退職後3ヵ月以内に死亡したとき ② 傷病手当金、出産手当金を継続して受給中に死亡したとき ③ ②の給付終了後、3ヵ月以内に死亡したとき	(埋葬料) 50,000円 (埋葬費) 50,000円の範囲内で 埋葬に要した費用

※ ただし、産科医療保障制度加入していない医療機関等で出産した場合は、390,000円